

会 員 規 定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益社団法人中部日本書道会（以下「この法人」という。）の定款第5条及び第6条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員)

第2条 次の各号のいずれかに該当し、この法人の目的、事業に賛同する個人は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

(1) 中日書道展に応募し、受賞し、累計で3点以上取得した者

(二科賞2点、奨励賞1点、佳作0.5点)

(準会員)

第3条 次の各号のいずれにも該当し、この法人の目的、事業に賛同する個人は、理事会の承認を得て準会員となることができる。

(1) 書を愛好する者

(2) 満18歳以上の者

(協賛会員)

第4条 この法人の目的、事業に賛同する個人又は書道関連団体は、理事会の承認を得て協賛会員となることができる。

(名誉会員)

第5条 この法人の役員又は役職者を勤めるなど、この法人に対し、特に功労のあった者又は学識経験者は、理事からの推薦を受けて、理事会の承認を得て名誉会員となることができる。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、公益社団法人中部日本書道会の設立の登記の日から施行する。